

指定介護予防福祉用具貸与 ケアステーション ハピネスはちのへ 運営規程

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護予防福祉用具貸与事業（以下『予防福祉用具貸与』という）ケアステーションハピネスはちのへの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要支援状態にある者（以下『利用者』という）に対し、適正な福祉用具を貸与することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 利用者の要支援の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに資するよう、利用者の自立の可能性を最大限引き出せるよう、適切におこなう。

2 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与する。

3 自らその提供するサービスの質の評価をおこない、常にその改善を図る。

(名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 ケアステーション ハピネスはちのへ

(2) 所在地 青森県八戸市大字新荒町 12-12

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1 人（介護福祉士：常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、管理者自らも介護予防福祉用具貸与の相談、提供に当たる。

(2) 専門相談員 2 人（介護福祉士：常勤兼務）

（介護福祉士：常勤専従）

専門相談員は、介護予防福祉用具貸与の相談、提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

① 営業日 月曜日～土曜日 祝日

② 営業時間 8：30～17：30

但し、緊急時は日曜日対応。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 八戸市、五戸町、南部町、おいらせ町、三戸町、階上町、新郷村、田子町の区域とする。

(利用料)

第 8 条 介護予防福祉用具貸与を提供した場合のレンタル料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用される方の介護保険負担割合証に基づいた負担額とする。ただし、レンタル料は、1ヶ月単位とし、1ヶ月に満たない場合は、次の通りとする。

- (1) レンタル開始日とその月の15日以前の場合・・・月額レンタル料全額
- (2) レンタル開始日とその月の16日以降の場合・・・月額レンタル料1/2相当額
- (3) レンタル終了日とその月の15日以前の場合・・・月額レンタル料1/2相当額
- (4) レンタル終了日とその月の16日以降の場合・・・月額レンタル料全額
- (5) レンタル開始日、終了日が同月内での場合・・・月額レンタル料全額

(介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第 9 条 介護予防指定福祉用具の貸与の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書等を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料金等に関する情報を提供し、個別の介護予防福祉用具貸与に係る同意を得る。
- (2) 福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検をおこなう。
- (3) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明をおこなう。
- (4) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(取り扱う種目)

第 10 条 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具 13 種目とする。

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 車いす 介助用電動車いす | ② 車いす付属品 |
| ③ 特殊寝台 | ④ 特殊寝台付属品 |
| ⑤ 床ずれ予防用具 | ⑥ 体位変換器 |
| ⑦ 手すり | ⑧ スロープ |
| ⑨ 歩行器 | ⑩ 歩行補助つえ |
| ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 | ⑫ 移動用リフト（吊り具を除く） |
| ⑬ 自動排泄処理装置 | |

※ ①、②、③、④、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬の品目の利用については、軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱い判断基準の要件を満たしている利用者に限る。

(衛生管理等)

第 11 条 消毒がおこなわれた福祉用具と、消毒がおこなわれていない福祉用具とを区分して保管する。

- 2 福祉用具の消毒等については、委託契約により他の事業所にておこなう。また、委託事業所の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する。

(秘密保持等)

第12条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情における対応方法)

第13条 サービス提供に関して苦情等発生した場合は、苦情解決責任者のもと検討し、速やかに処理するものとする。また、場合によっては関係機関に報告する。

(事故発生時の対応)

第14条 サービス提供中に事故が発生した場合は、関係機関・ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償する。

(記録の整備)

第15条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年4回以上

(業務継続計画に関する事項)

第17条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して当該事業所の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(虐待の防止に対する対応)

第18条 虐待の発生又は、再発を防止するための対策を講じる。

- (1) 虐待防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し年1回以上、研修を行う。
 - (4) 適切に実施するための担当者は管理者とする。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置を行う。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

(ハラスメント対策の強化)

第19条 個人の人格や尊厳を侵害する言動や、肉体的または精神的苦痛を与えるなどの人権を侵害する一切の行為をハラスメントとする。職場におけるハラスメントを防止する為、方針の明確化など必要な対策を講じる。

(身体拘束に対する対応)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入)

第21条 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について選択制を導入する。

2 具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高いもので取り扱う種目は次の通りとする。

- (1) 固定用スロープ
- (2) 歩行器（歩行車を除く）
- (3) 単点杖（松葉づえを除く）
- (4) 多点杖

3 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。

- (1) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。
- (2) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

(附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。